

## 諮問事件第57号

「令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地の〇〇郵便局で私の乗用車に〇〇署〇〇がサイドミラーにぶつかった本来発行されるべき事故証明書。県交通センターからは県警交通指導課に問い合わせるよう言われたので県交通指導課が調査した私の事故証明証の可否を判断した記録一式。(事故証明証を申請する為。)の保有個人情報不開示決定に対する審査請求に係る答申書

## 第1 審議会の結論

群馬県警察本部長が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 保有個人情報開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定に基づき、群馬県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、令和5年5月22日付けで、「令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地本局郵便局で私が〇〇警察〇〇から物損事故を起こされたセンター法第29条第1項第5項の規定の事故証明を県交通センターから発行されず群馬県警の群広第104号の開示請求をし令和〇〇年〇〇月〇〇県交通指導課の申出たその経緯後の私の事故があった記録一式事故証明証を請求する為」について、自己の個人情報として開示の請求を行った。

### 2 開示請求書の補正依頼

実施機関は、当該請求内容では保有個人情報の特定ができないことから、形式上の不備があると認め、法第77条第3項に基づき、請求人に対し、令和5年5月25日付けで「開示を請求する保有個人情報」欄の記載について補正依頼書を送付し、補正を求めた。

### 3 開示請求書の補正

当該補正依頼を受けて、請求人は、令和5年5月29日付けで「開示を請求する保有個人情報について「令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地の〇〇郵便局で私の乗用車に〇〇署〇〇がサイドミラーにぶつかった本来発行されるべき事故証明書。県交通センターからは県警交通指導課に問い合わせるよう言われたので県交通指導課が調査をした私の事故証明証の可否を判断した記録一式。（事故証明証を申請する為。」とする補正書により開示請求書の補正（以下「本件請求」という。）を行った。

### 4 実施機関の決定

実施機関は、令和5年6月12日に、本件請求に係る保有個人情報を保有していないことを確認し、保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、不開示の理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（不開示の理由）

開示請求に係る文書については、作成も取得もしていないため。

## 5 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和5年6月13日付けで、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である群馬県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

## 6 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、弁明書を作成し、諮問庁に提出した。諮問庁は、その副本を請求人に送付した。

## 7 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、令和5年8月4日付けで反論書を作成し、諮問庁に提出した。

## 8 諮問

諮問庁は、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、群馬県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、令和5年10月20日、本件審査請求事案（以下「本件事案」という。）の諮問を行った。

## 第3 請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、自己の保有個人情報を開示するよう求める。

### 2 審査請求の理由

請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね以下のとおりである。

#### (1) 審査請求書

ア 請求人は、令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地の〇〇郵便局で私の乗用車に〇〇警察署〇〇がサイドミラーにぶつかり本来発行されるべき事故証明書が自動車安全運転センターから交付されなかった。

イ 請求人と交通指導課の通信は電話だけでなく、文書も存在するため、「請求人の個人情報が記載された文書」が存在するのは明らかで

ある。

ウ また、請求人の当時の事故証明書が、自動車安全運転センターと群馬県警察本部内で不明になっていることから、事故証明書が不明なことが疑念であり即座に請求人に交付されるべきで、その手段さえ困難にするおそれのため、明確にすべきものとして全て開示されることがふさわしい。

エ 本件は、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け個人情報開示請求に対する補正依頼書（群広第104号）において、小笠原和美本部長が開示に関する可否を問うているものの、私の事故証明書は一切交付されていない。

オ そのことから、交通指導課に書面を送付しているので、その処理、調査の開示になる。

カ 当然、当該補正依頼書で小笠原和美本部長は、警察官として調査し、交通事故証明書の適切な対応を執ったであろうと考えられる。

キ そうでなければ、不特定のまま事務処理したことになり、納得しがたい。

ク よって、全てを開示し、請求人が事故証明書の交付の手続を踏める礎とすべきである。

## （2）反論書

ア 本件請求は、広範囲の開示すべき内容を示すものであり、令和〇〇年〇〇月〇〇日、群馬県警察本部広報広聴課分任出納員〇〇警視の領収証明書と同時に〇〇警官の衝突した写真を返納されている。

イ 更に、当時群馬県庁内において、広報広聴課の〇〇氏らに「〇〇警官の腕がぶつかったものを拳銃ホルダーが衝突して音が発生したんだ。」と嘘をついた事実を説明し、書面に残して欲しい旨を告げている。

ウ 当然、これらは群馬県警察の責任者が確認しているだろうし、〇〇警察署の再発防止を伝えているはずであり、広報広聴課のみで事務を行ったと考えられる本件の理由は正しくない。

エ そもそも、どれだけ軽微な事故でも事故証明書は発行されるべきもので、〇〇警官が事故処理した事故形態と比較して不自然極まりない。

オ この状態を文書不存在で収束することに畏怖を覚えるし、長期間、家庭の不安定や身内の健康被害、請求人の仕事を侵害していることが納得できない。

カ 本件は、文書の存在認否を争点とするのであれば、不当な内容であり、再確認し、開示すべきである。

## 第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書、実施機関の口頭での説明（以下「口頭説明」という。）によると、おおむね以下のとおりである。

### 1 弁明書

#### (1) 本件請求に対する処分について

実施機関では、本件請求に係る保有個人情報について作成も取得もしていないため、該当する保有個人情報は存在しないと判断し、本件処分を行った。

#### (2) 本件請求に係る保有個人情報が存在しない理由について

ア 交通事故証明書の交付対象となる「交通事故」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づき、「車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊」と定義されている。

イ 請求人は、同人の車両に警察官の身体が接触した事案について、交通事故に当たると主張しているものと思われるが、本件請求を受けて確認したところ、確かに請求人が主張する事案はあったものの、当該事案は、駐車中の車両に対する身体の接触であることから、車両等の交通によるものとはいえず、交通事故に当たらないため、交通事故証明書の交付対象に該当しない。

ウ また、当該事案については、上述のとおり交通事故ではないことが明らかであるため、明らかに交通事故ではない当該事案について、交通指導課が調査することはない上、実際に調査した事実や記録も存在しないことから、本件処分を行った。

#### (3) 請求人の主張に対する検討について

請求人は、本件事案において、「審査請求に係る処分を取消し、対象文書を開示するよう求める。」と主張しているが、当該主張は、開示請求に係る保有個人情報が存在することを前提としたものであり、そもそも、交通指導課において、作成も取得もしておらず、存在しないのであるから、請求人の主張は容認できず、本件処分を取り消すものではない。

### 2 口頭説明

#### (1) 特定した文書について

ア 実施機関では、請求人が求めている文書を「請求人所有の自動車のサイドミラーに〇〇警察署員が接触した事案に関する交通事故証明書」及び「当該事案について交通指導課が交通事故証明書の発行の可否を判断する上で調査した記録一式」と特定した。

イ 実施機関では、本件請求に係る保有個人情報について作成も取得もしていないため、該当する保有個人情報は存在しないと判断し、

本件処分を行った。

ウ 交通事故証明書の交付対象となる「交通事故」とは、道路交通法により、「車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊」と定義されている。

エ 請求人は、同人の車両に警察官の身体が接触した事案について、交通事故に当たると主張しているものと思われるが、本件請求を受けて〇〇警察署へ確認したところ、確かに請求人が主張する事案はあったものの、当該事案は、駐車中の車両に対する身体の接触であることから、車両等の交通によるものとはいえず、交通事故に当たらないため、交通事故証明書の交付の対象に該当しない。

オ また、当該事案については、前述のとおり交通事故ではないことが明らかであるため、明らかに交通事故ではない当該事案について、交通指導課が調査することはなく、実際に調査した事実や記録も存在しないことから、本件処分を行った。

## (2) その他の文書について

ア 請求人は、審査請求書において、「請求人と交通指導課の通信は電話だけでなく、文書も存在するため、「請求人の個人情報に記載された文書」が存在するのは明らかである。」「交通指導課に書面を送付しているので、その処理、調査の開示になる。」旨を主張する。

イ 令和〇〇年〇〇月〇〇日、請求人から電話があり、相談業務報告書を作成したが、当該相談業務報告書は、交通事故証明書の発行可否を判断する上で根拠となる資料と認められないため、本件請求の対象外である。

ウ その他、請求人から交通事故証明書の交付を要求する内容の文書が送付されているが、いずれも開示請求日以降に取得したものであるから、本件請求の対象外である。

エ したがって、本件請求に係る保有個人情報の存在を前提とした請求人の前記主張は容認できず、本件処分を取り消すものではない。

## 第5 審議会の判断

### 1 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求は、「請求人所有の自動車のサイドミラーに〇〇警察署員が接触した事案に関する交通事故証明書」及び「当該事案について交通指導課が交通事故証明書の発行の可否を判断する上で調査した記録一式」に係る保有個人情報の開示を求めるものである。実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を保有していないとして不開示とする本件処分を行ったが、請求人は本件処分の取消しを求めているため、以下、本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について検討する。

## 2 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

### (1) 交通事故証明書の交付について

ア 交通事故証明書は、自動車安全運転センターが、自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第5号に基づき、交通事故に関し、その発生した日時、場所その他内閣府令で定める事項を記載した書面を、当該事故における加害者、被害者その他当該書面の交付を受けることについて正当な利益を有すると認められる者の求めに応じて交付するとされている。

イ 交通事故証明書の交付の対象となる「交通事故」とは、同法第2条第2項が引用する道路交通法第67条第2項において、「車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊」とされている。

### (2) 交通事故証明書の保有の有無について

実施機関は、駐車中の請求人の車両に警察官の身体が接触した事案について、車両等の交通によるものでなく交通事故に当たらないため、交通事故証明書の交付の対象に該当しておらず、本件請求に係る保有個人情報を保有していないとしているが、上記（1）イの交通事故の定義によれば、交通事故証明書の交付の対象に該当しないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

### (3) 交通事故証明書の発行の可否を判断した保有個人情報の保有の有無について

実施機関は、駐車中の請求人の車両に警察官の身体が接触した事案について、本件請求を受けて〇〇警察署に確認したところ、交通事故でないことが明らかであることを確認したとしている。このため、交通事故ではないことが明らかな当該事案について、交通指導課が調査することはないと、実際に調査した事実や記録も存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

### (4) 交通指導課が保有する文書について

ア 請求人は、審査請求書において、「請求人と交通指導課の通信は電話だけでなく、文書も存在するため、「請求人の個人情報が記載された文書」が存在するのは明らかである。」旨を主張する。

実施機関によれば、請求人から本件に関して電話があり、相談業務報告書を作成したが、当該相談業務報告書は、交通事故証明書の発行の可否を判断した資料と認められないため、本件請求の対象外であるとのことである。そこで、審議会でも当該相談業務報告書を見分したところ、請求人から警察官と交通事故に遭ったが、この事故に関して群馬県警察がどのように対応するのかは私が決めることでなく、交通指導課の判断だと思われる旨の電話があったことが記録されていることが認められた。当該相談業務報告書の記載内容

は交通事故証明書の発行の可否を判断したものではなかったため、本件請求に係る保有個人情報とは認められない。

イ 請求人は、審査請求書において、「交通指導課に書面を送付しているので、その処理、調査の開示になる。」旨を主張する。

実施機関によれば、請求人から交通事故証明書の交付を要求する内容の文書が送付されているが、いずれも開示請求日以降に送付されたとのことであるから、当該文書は開示請求が行われた時点においては保有しておらず、本件請求に係る保有個人情報とは認められない。

(5) したがって、本件請求に係る保有個人情報を保有していないとした実施機関の判断は、妥当である。

### 3 請求人その他の主張について

請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審議会の上記判断を左右するものではない。

### 4 結論

よって、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査の経過

当審議会の処理経過は、以下のとおりである。

### 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和5年10月20日	諮問
令和5年11月6日 (第105回審議会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和6年2月9日 (第106回審議会)	審議 (実施機関の口頭説明)
令和6年3月18日 (第107回審議会)	審議
令和6年3月25日	答申